

## I 基本情報

### 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	母子保健法による保健指導、訪問指導、健康診査等の実施に関する事務
②事務の内容 ※	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の49項により、母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、訪問指導、健康診査等の実施に関する事務において、個人番号を利用することができます。</p> <p>については、以下の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 妊娠の届出に関する事務(母子保健法第15条、第16条、第22条関係) 妊娠届出の受理や事実確認を行い、母子健康手帳の交付を行う。</li> <li>(2) 妊婦支援相談事業に関する事務(母子保健法第10条、第22条関係) 安心・安全な妊娠、出産のため、母子健康手帳交付時に妊婦と面接し、妊婦の不安を軽減するとともに、出産後の育児について出産前から支援が必要と思われる妊婦(特定妊婦)等に継続的な支援を実施する。</li> <li>(3) 妊婦一般健康診査に関する事務(母子保健法第13条、第22条関係) 安全な分娩と健康な子の出産のため、妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれのある異常を早期に発見するとともに適切な指導を行い、妊婦の健康の保持増進を図る。</li> <li>(4) 出産連絡に関する事務(母子保健法第10条、第11条、第22条関係) 出産連絡票を受理し、母子保健訪問指導の対象者を把握する。</li> <li>(5) 妊産婦・新生児訪問指導に関する事務(母子保健法第10条、第11条、第17~19条、第22条関係) 妊産婦や新生児の健康の保持増進のため、保健師・助産師等が妊産婦や新生児の保護者に対して訪問指導を実施する。</li> <li>(6) 乳幼児健康診査業務に関する事務(母子保健法第12条、第13条、第22条関係) 乳幼児の疾病や障がいを早期に発見し、早期治療・早期療育に結びつけるため、乳幼児に対し健康診査を実施する。</li> <li>(7) 児童虐待予防に関する事務(母子保健法第5条、第10~13条、第17~19条、第22条関係) 母子保健事業に関する事務を通じて虐待兆候を早期に発見し、保護者の不安や訴えを受け止めつつ、福祉施策の活用等により児童虐待を防止する。</li> </ul>
③対象人数	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 30万人以上 ]      1) 1,000人未満      2) 1,000人以上1万人未満                              3) 1万人以上10万人未満      4) 10万人以上30万人未満                              5) 30万人以上</p>

### 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	母子保健情報システム
②システムの機能	<p>札幌市のシステムであり、妊婦一般健康診査、妊産婦・新生児訪問指導、乳幼児健康診査等の各種母子保健事業に係る情報を一元化して管理するために導入されたシステム。次の機能を有する。</p> <p>1 妊娠届出書、妊婦一般健康診査の受診状況等の管理    2 乳幼児健康診査・乳幼児精密健康診査の受診状況等の管理    3 妊産婦・新生児訪問指導、各種相談の実施状況等の管理    4 各種報告・集計</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 庁内連携システム          [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [ ] 既存住民基本台帳システム          [ ] 宛名システム等      [ ] 税務システム          [ ○ ] その他 ( システム基盤(団体統合宛名、個人基本) )</p>

システム2	
①システムの名称	システム基盤(団体内統合宛名)
②システムの機能	<p>札幌市のシステムであり、団体内統合宛名番号、個人番号及び各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。</p> <p>1 団体内統合宛名番号の登録・管理 団体内統合宛名番号を付番し、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。 ※(団体内統合)宛名番号…「誰」の情報であるかを特定するために、各自治体内で共通して用いる番号。宛名番号は、それぞれの自治体の各業務システム(社会保障システム、地方税システム等)において、社会保障関係情報や地方税情報などと紐づけられている。国が管理する情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会・情報提供を行う際には、セキュリティの観点から個人番号を直接用いるのではなく、宛名番号を媒介としてやりとりする仕組みになっている。</p> <p>2 符号取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号の取得が完了しているかの状況管理を行う。 ※符号…情報提供ネットワーク内で個人を特定するために用いられる見えない番号</p> <p>3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。</p> <p>4 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づき各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。</p> <p>5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。</p> <p>6 セキュリティの管理 庁内各業務システムの利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( システム基盤(個人基本)、母子保健情報システム、システム基盤(市中間サーバ) )
システム3	
①システムの名称	システム基盤(個人基本)
②システムの機能	<p>札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、情報システム部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。</p> <p>1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。</p> <p>2 住民記録の異動情報の連携 随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。</p> <p>3 システム基盤(市中間サーバー)への情報転送 世帯情報のうち、番号法別表第二に定められた情報をシステム基盤(市中間サーバー)へ転送する。</p> <p>4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。</p> <p>5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( システム基盤(団体内統合宛名・市中間サーバ)、母子保健情報システム )

システム4	
①システムの名称	システム基盤(市中間サーバー)
②システムの機能	<p>札幌市のシステムであり、中間サーバー・プラットフォーム(※)と庁内各業務システムの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などが、庁内の各業務システムに与える過剰な負荷などの影響を吸収する。また、システム間で情報の受け渡しをする際に、フォーマットやコードを変換する。</p> <p>1 サーバー・プラットフォームとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームと連携して、符号取得、情報転送、情報照会を行う。</p> <p>2 フォーマット・コード変換 中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合や庁内各業務システムへの連携を行う場合に、データを受け取ることができるように、データのフォーマットやコードの変換を行う。</p> <p>3 システム基盤(団体内統合宛名)との情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤(団体内統合宛名)から取得する。 また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、団体内統合宛名番号を庁内各業務システムで管理している番号へ変換する。そのため、システム基盤(団体内統合宛名)から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。</p> <p>4 各業務システムとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。</p> <p>※中間サーバー・プラットフォーム…自治体中間サーバー(本市の「市中間サーバー」)を含む。)のハードウェア部分。地方公共団体情報システム機構が整備・運用する中間サーバーの拠点。 (参考) 中間サーバー・ソフトウェア…自治体中間サーバー(本市の「市中間サーバー」)を含む。)のソフトウェア部分。番号法令に基づく、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携等を実施するため、地方公共団体からの特定個人情報の照会、及び地方公共団体による特定個人情報の提供やそれに付随する業務を行うアプリケーション(プログラム)群のこと(ハードウェアは含まない。)。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(団体内統合宛名、個人基 本)、庁内各業務システム )

システム5	
①システムの名称	中間サーバー・プラットフォーム
②システムの機能	<p>国のシステムであり、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤(市中間サーバー及び団体内統合宛名)とデータの受け渡しをする。また、符号の取得や特定個人情報の照会・提供の機能を有する。</p> <p>1 符号管理 符号と団体内統合宛名番号とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。</p> <p>2 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会や照会した情報の受領を行う。</p> <p>3 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会の要求を受け付けて特定個人情報を提供する。</p> <p>4 既存システムとの接続 システム基盤(市中間サーバー)と情報照会の内容、情報提供の内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携を行う。</p> <p>5 情報提供等記録の管理 特定個人情報の照会、又は提供があつた旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6 情報提供データベース管理 特定個人情報を副本として、保持・管理を行う。</p> <p>7 データの送受信 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム(※))と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。 (※)インターフェイスシステム…情報照会者や情報提供者とコアシステムを接続するシステム &lt;参考&gt;コアシステム…符号の生成・情報連携の媒介・情報提供記録の管理の3つの機能を持つシステム</p> <p>8 セキュリティ管理 ①特定個人情報の暗号化及び復号を行う。 ②送信するデータに対して署名(そのファイルの正当性を示すデータ)を付与する。 ③送信するデータ等に付与されている署名の検証を行う。 ④データの暗号化や複合に必要となるデータ暗号化鍵の管理を行う。 ⑤情報提供ネットワークシステムから受信したマスター情報(システムを利用するためあらかじめ登録が必要な基本的な情報)の管理を行う。</p> <p>9 職員認証・権限管理 中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づく各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。</p> <p>10 システム管理 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [      ] 庁内連携システム</p> <p>[      ] 住民基本台帳ネットワークシステム [      ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[      ] 宛名システム等 [      ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( システム基盤(市中間サーバー) )</p>
システム6	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	<p>国のシステムであり、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるもので、次の機能を有する。</p> <p>1 本人確認情報検索 端末に入力した4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>2 機構(※)への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会を要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>※機構…地方公共団体情報システム機構のこと。地方公共団体情報システム機構法に基づく地方協働法人。住民基本台帳ネットワークシステムの運営、総合行政ネットワーク(LGWN)の運営、個人番号カードの作成業務、地方公共団体の情報化推進、情報セキュリティ対策への支援及び人材育成への支援を行っている。</p> <p>3 本人確認情報整合 本人確認情報の内容について、都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している本人確認情報と、機構が全国サーバーにおいて保有している本人確認情報とが整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[      ] 情報提供ネットワークシステム [      ] 庁内連携システム</p> <p>[      ] 住民基本台帳ネットワークシステム [      ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[      ] 宛名システム等 [      ] 税務システム</p> <p>[      ] その他 ( )</p>

### 3. 特定個人情報ファイル名

母子保健情報ファイル

### 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

①事務実施上の必要性	番号法の改正により、母子保健法による健康診査に関する情報については、番号法第19条第8号の規定により、他の自治体から情報照会があった場合には、情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供を行う必要があるため、これらに対応するために個人番号を利用する。 個人番号を利用することにより、個人の特定、個人の宛先等の窓口の正確性が向上し、対象者の状況に応じて個別に受診勧奨の文書を発送するなど、事務の効率化を図ることができる。また、同一の個人に実施した各種母子保健事業の情報を適正に管理することが可能となる。
②実現が期待されるメリット	個人番号を利用することで、番号法第19条第8項の規定による他の自治体からの情報照会に対して円滑に対応することができる。また対象者の状況に応じて個別に受診勧奨の文書を発送するなど事務の効率化を図ることができる。

### 5. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の49の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条
--------	---

### 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健による健康診査」が含まれる項(69-2の項) (別表第二における情報照会の根拠)第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「母子保健法による保健指導」が含まれる項(69-2項)	

### 7. 評価実施機関における担当部署

①部署	札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課
②所属長の役職名	母子保健担当課長

### 8. 他の評価実施機関

一